

(お 知 ら せ)

平成 28 年 1 月 22 日
京 都 市 保 健 福 祉 局
〔 担 当 : 保 健 衛 生 推 進 室 医 務 衛 生 課
電 話 : 2 2 2 - 3 4 3 3 〕

宿泊サービスの提供に係る本市のルールの特明確化に向けた取組について

京都市では、平成 28 年 10 月に策定した「京都市宿泊施設拡充・誘致方針」(以下「方針」という。)において、近年の急増に伴い様々な問題が生じている「民泊」等の宿泊サービスについて、トラブル等の抑止を図るため、旅館業法や消防法、建築基準法等の関連法令の遵守の徹底に加えて、新たに宿泊サービスの提供に係る本市のルールを指導要綱により明確にし、事業者を取組を求めていくこととしています。

この度、「京都市旅館業施設における安心安全及び地域の生活環境との調和の確保に関する指導要綱」(以下「指導要綱」という。)を策定し、平成 28 年 12 月 1 日より実施しますので、お知らせします。

また、平成 28 年度旅館業無許可営業疑い施設の調査・指導状況(平成 28 年 10 月末現在)等について、併せてお知らせします。

1 指導要綱の概要

(1) 名称

京都市旅館業施設における安心安全及び地域の生活環境との調和の確保に関する指導要綱

(2) 対象

全ての旅館業施設(ホテル、旅館、簡易宿所等)

(3) 主な指導内容

区 分	内 容
ア 施設使用に係る制約の不存在	(7) 申請予定者は、あらかじめ、施設で旅館業を営むことを禁止する旨の契約や、規約等がないか確認すること。 (4) 申請予定者は、旅館業許可申請の際、使用禁止の制約がない旨の申立書、登記簿謄本、賃貸借契約書等を提出すること。
イ 計画の公開	申請予定者は、申請の前に、設置計画を自治会等に公開し、説明し、また必要に応じて説明会を開催すること。
ウ 連絡先の周知	旅館業の許可を受けた者は、営業開始までに、自治会等に、要望や迷惑行為への対処を求めるための電話番号等の連絡先を周知すること。
エ 施設の明示等	(7) 営業者は、利用者が周辺施設と当該施設を取り違えないよう、施設等に分かりやすい標示をすること。 (4) 営業者は、利用者が容易に当該施設に到達できるよう、あらかじめ必要な事項を案内しておくこと。

オ 迷惑行為の防止	<p>営業者は、付近住民の迷惑とならないよう、次の事項を周知すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早朝、夜間にかばんを引く音を立てたり、大声、大きな物音などの迷惑な騒音を立てたりしない。 ・ たばこの吸い殻、ごみのポイ捨てや、きまりに反したごみ出しをしない。 ・ その他、火災に適切に対応するため必要な事項、自治会等と取り決めた事項など
カ 迷惑行為への対処	<p>営業者は、利用者が迷惑行為をしたときは、直ちに中止させるなど必要な措置をとること。</p>
キ 助言等の実施	<p>本市は、本要綱の趣旨を徹底する観点から必要、有効な場合、協定書の締結などについて積極的に助言指導する。</p>
ク 連絡を求める文書等のはりつけ	<p>本市は、無許可営業やその疑いのある施設について、ほかに適切な連絡の方法がないときは、連絡を求める文書等を施設へはりつけることなどにより、宿泊者等から情報の提供を受けるなどの調査を実施する。</p>

(参考)

1 平成28年度旅館業無許可営業疑い施設の調査・指導状況(平成28年10月末現在)

平成28年4月から10月末までに受け付けた1,303件の通報等に基づき、延べ1,558回の現地調査を行い、うち212施設について、営業を中止させるなど、厳正な対応を進めました。

延べ通報等回数 ^{※1}	延べ現地調査回数	調査指導対象施設数	営業者等の特定に至った施設					旅館業に該当せず ^{※2}	営業者等の特定に至っていない施設等 ^{※3}
			計	旅館業の許可取得	営業中止	指導中			
1,303	1,558	879	430	13	212	205	59	390	

※1 「民泊通報・相談窓口」及び本市関係機関への通報等があったもの

※2 住居等として使用していたもの

※3 所在地が不明確、運営者が不明などの理由により、必要な指導が行えていない施設数

2 平成28年度行政区別調査指導対象施設数(平成28年10月末現在)

合計	北	上京	左京	中京	東山	山科	下京	南	右京	西京	伏見	不明 ^{※4}
879	60	63	106	139	142	35	119	66	53	18	64	14

※4 ※3のうち通報内容が不明確なため、行政区が特定できなかったもの。

3 市内宿泊施設数の推移について（平成28年10月末現在）

年度	ホテル		旅館		簡易宿所				合計	
	施設数	新規許可	施設数	新規許可	施設数		新規許可		施設数	新規許可
					総数	京町家(再掲)	総数	京町家(再掲)		
25	153	12	387	2	391	14	48	8	931	62
26	162	17	380	10	460	40	79	25	1,002	106
27	163	7	369	2	696	145	246	106	1,228	255
28*	173	10	367	2	1,086	275	396	132	1,626	408

※ 平成28年10月末現在